

ハートがたくさんの村づくり

差別のない、人への思いやりを大切に、明るい南阿蘇村をつくりましょう。

人権とはなんですか？

人権とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」であって、だれにとっても大切なもの、日常の思いやりの心によって守られなければならないものです。今回から、「子どもの虐待」についてお伝えします。

子どもの虐待とは？

虐待という言葉について

日本では「child abuse」や「イルド・アブユーズ」子ども虐待」と使っています。しかし、子育てに苦悩し、解決策が見つからず、わが子に手を上げてしまうような保護者のことを考えると、「虐待」はきつい感じを受ける言葉です。チャイルド・アブユーズは、子どもの濫用と訳すことができ、「虐待」とせず、もっと柔らかな表現にできないのかと疑問に思うところです。

専門家たちの間では「不適切な関わりーmaltreatmentーマルトリートメント」という言葉を使うのがいいのでは、という考え方もあります。虐待よりも広義で、家族外からの不適切な関わりを含む言葉とされています。しかし現状では、なかなかよい言葉が見つかりません。

心配されるのは、「虐待」という言葉を使うことにより、一生懸命に育児してきた日ごろの努力を、すべて否定されたという保護者が感じるのではないかと、困っていることに「ひとつひとつを一緒に解決していきましょう」という気持ちで周囲の人たちは接することが大切です。しかしケースによっては、「あなたが行っていることは子どもへの虐待なのだ」と、伝えることがあ

ります。そして、子どもへの行為が沈静化することもあります。児童相談所や保健師さんなどに専門的に相談に乗ってもらうこと、子ども虐待防止の電話相談に電話して話を聞いてもらうなど、保護者自身も、地域の人も抱え込まずに誰かに相談するようにはしましょう。

手紙から知る子どもの虐待

身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト、四種類の子どもの虐待は、それぞれ単独で発生することもあります。いくつかの事例からも読みとれるように、暴力と暴言や脅し、性的暴行と暴力や脅しなどが、複雑に絡まりあって起こる場合があります。

「身体的虐待」とは？

身体的虐待は、保護者が子どもに、殴る、蹴る、水風呂や熱湯の風呂に沈める、カッターなどで切る、アイロンを押しつける、首を絞める、やけどをさせる、ペランダに逆さづりにする、異物を飲み込ませる、厳冬期などに戸外に締め出す、などの暴行をすることを指します。子どもは、打撲や骨折、頭部の外傷やけど、切り傷などを負い、死に至ることもあります。身体的虐待は、周囲から分か

りやすく、顕在化しやすいのですが、注意が必要なのは、洋服の下の見えない部分にだけ暴行を加えるタイプもあることです。着替えや診察の資格がある人は、少しでも様子がおかしいと感じたら、目で確認できる顔や腕、足にけがをしていなくても、洋服の下も確認してみてください。

事例①

私が虐待されたのは、5歳のとき、妹が生まれたころだった。母は、「ああ結婚するんじゃないかった。子どもなんか産むんじゃないかった」と私に言い続けた。私が少しでもごはんをこぼしたら、濡れた床ふき用の雑巾で私を殴った。水に濡れた雑巾は重くムチのように殴られたときは、痛い。私が泣くと「何で泣くの、ウルサイ」そう言っただけは私の髪をつかんでゆさぶった。私は泣き声を殺し、母の暴力に耐えた。



※次回、その他の事例を紹介いたします。

村民みんなで「ハートがたくさんの村」をつくりましょう。